

■ 令和2年度 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(居住支援法人活動支援事業) Q&A

○5/1 No.1~4.更新

NO	該当ページ	該当箇所	質問	回答
1	【共通】 P3	2. 3補助金額の考え方 ① 基本項目	今回初めての応募ですが、法人指定後1年以上経過している場合、スタートアップ支援は加算されますか	加算されません。2019年4月1日以降に法人指定を受けて1年未満の法人のみ対象となります。
2	【80%以上】 P8	4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	法人全体で10名未満ですが、就業規則の労働基準監督署への届出受理印は必要ですか。	労働基準法上は、社員10名未満の法人は労働基準監督署への就業規則の作成・届出義務は有りませんが、本補助事業上は、適切な労務管理を実施しているかが審査基準の必要項目となっておりますので、10名未満の法人でも作成・届出をお願いいたします。
3	【80%以上】 P8 【新規、80%未満】 P9	4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	新設法人のため、確定した決算書類の提出ができないのですが、どうすればよいでしょうか。	新設法人等で確定した決算書類の提出ができない場合には、月次の損益計算書等の提出をお願いします。
4	【80%以上】 P8 【新規、80%未満】 P9	4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	3月決算のため、確定した決算書類の提出が応募期間に間に合わないのですが、どうすればよいでしょうか。	「確定後の直前期分」が必要ですので、応募期間に提出できる直近の書類をお願いします。

○5/21 No.5追加

5	【新規】 P13	7. 応募方法 1.応募期間	居住支援法人の指定を都道府県に申請しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で都道府県の処理が遅れている。どうすればよいか？	居住支援法人の指定の申請については、5/29までに各都道府県に手続きをお願いします。 都道府県の対応の遅れにより、法人指定が5/29までに間に合わない場合は、いつ頃法人指定を受けられるかを各都道府県に確認の上、推進事業室までメールにて必ずご連絡ください。 なお、その場合の法人指定は6月中に受けられるようにお願いします。
---	-------------	-------------------	---	--

○5/28 No.6~9追加

6	【共通】 P4	2. 3補助金額の考え方 ③ 特定加算項目	バイリンガル支援員は、資格が必要ですか？	外国籍の要配慮者に対して入居を支援するために、一定の資格が必要です。対応言語に必要な資格名称、適応等級については、交付申請要領に記載します。 (実務経験のみや必要な条件に満たない場合、支援員として計上されても、補助対象にはなりません。) また、雇用契約書、出勤簿、業務日誌・アセスメントシートなど従事者の業務内容が確認できる資料を提出いただけます。 なお、スポット契約による業務、有償ボランティア契約による業務、別組織所属職員による業務、派遣職員による業務は補助対象外になりますので、ご注意ください。
7	【共通】 P4~5	2. 6 対象経費 I. 人件費・賃金	代表者のみの法人で、従業員がいない場合でも、人件費は認められますか。	補助対象となるのは、居住支援の遂行に係る従業員の給与やパート・アルバイトの賃金等です。従業員を雇用せず、役員・理事等で居住支援を実施する場合、補助金の申請額から人件費を除いた額が当初交付決定額となります。たとえば役員のみで入居前支援を行う場合、基本項目の申請額の2分の1が補助額となります。
8	【共通】 P4~6	2. 6 対象経費	セミナー・勉強会等の開催で、web会議システムを利用する場合のwebカメラの機材等の購入費用やリース費用は補助対象となりますか？	本年度事業において、webカメラの機材等の購入費用やリース費用は、「補助対象外」となります。 本年度事業の「セミナー・勉強会等の開催」で対象となる経費は、旅費・需用費(印刷製本費)報償費、役務費(広告宣伝費)に限られます。 ICT関連の支援措置については、他の助成金活用をご確認ください。
9	別紙	「申請いただく際の注意点及び必要書類のご案内」	相談対応シート(アセスメントシート)、業務日誌はどのように書けばよいですか？	基本的には、各事業者様が使用されている書式で結構です。 また、推進事業室でも、ひな形の書式を準備しております。必要な場合は、ご相談ください。